

平成13年(三)第3号  
東京都千代田区九段北4丁目2番1号  
申立人 大成火災海上保険株式会社  
代表者代表取締役 小澤 一郎

1 決定年月日時 平成13年11月30日午後5時  
2 主文 申立人について更生手続を開始する。  
3 管財人 牧 文一郎  
管財人 川又 章一  
管財人 下河邊和彦

4 更生債権及び更生担保権の届出期間 平成14年2月1日まで  
5 第1回関係人集会の期日 平成14年1月30日午後1時30分  
(場所) 東京都千代田区九段南1丁目6番5号 九段会館

(目的) 管財人による報告、管財人の選任並びに会社の業務及び財産の管理に関する意見の聴取

6 更生債権及び更生担保権調査の期日 平成14年2月15日午後3時(於東京高等・地方・簡易裁判所合同庁舎3階債権者等集会場)  
東京地方裁判所民事第8部  
管財人選任

平成9年(三)第6号  
東京都足立区青井5丁目5番15号  
更生会社 株式会社ぐるまやラーメン

次の者を管財人に選任した。  
東京都品川区西大井4丁目5番17-302号ビル  
大森 大西 宏禧  
平成13年12月3日 東京地方裁判所民事第8部

保全管理人選任  
平成13年(三)第4号  
大阪府中央区淡路町2丁目2番9号  
申立人 株式会社アikal  
代表取締役 浦野 一雄

主文  
1 申立人につき、保全管理人による管理を命ずる。この場合において、次に掲げる者を保全管理人に選任する。  
(事務所) 東京都港区赤坂4丁目7番15号陽栄 光和ビル5階  
(自宅) 東京都世田谷区岡本3丁目37番9号  
弁護士 瀬戸 英雄  
平成13年11月22日 東京地方裁判所民事第8部

平成13年(三)第5号  
大阪府中央区淡路町2丁目2番9号  
申立人 株式会社アikal総合開発  
代表取締役 篠田 伸生

平成13年(三)第6号  
大阪府西区千代崎2丁目25番9号  
申立人 株式会社西部総合開発  
代表取締役 宮内 昭治  
平成13年(三)第7号  
大阪府中央区淡路町2丁目2番9号  
申立人 株式会社ハートリアルエステート  
代表取締役 篠田 伸生

平成13年(三)第8号  
京都市北区小山上総町13番地1  
申立人 北大路都市開発株式会社  
代表取締役 川北尚之介  
平成13年(三)第9号  
大阪府中央区淡路町2丁目1番3号  
申立人 株式会社アikal協友  
代表取締役 山口 完治  
平成13年(三)第10号  
仙台市青葉区中央1丁目3番1号  
申立人 株式会社ピエリ協友  
代表取締役 臼井 修

主文  
1 申立人につき、保全管理人による管理を命ずる。この場合において、次に掲げる者を保全管理人に選任する。  
(事務所) 東京都港区赤坂4丁目7番15号陽栄 光和ビル5階  
(自宅) 東京都世田谷区岡本3丁目37番9号  
弁護士 瀬戸 英雄  
平成13年11月30日 さいたま地方裁判所第3民事部

監督命令

平成13年(再)第124号  
大阪府西区立売堀1丁目2番5号  
再生債務者 株式会社大阪森島商店  
代表者代表取締役 森島 高文

1 主文 再生債務者について監督委員による監督を命ずる。  
2 監督委員 大阪府北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル411 弁護士 坂東 功一  
3 監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。

(1) 再生計画認可の決定までに行う場合における次の行為(常務に当たるものを除く。)

ア 再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、質貸その他一切の処分(債権の取立てを除く。)

イ 無償の債務負担行為

ウ 財産の譲受け

エ 借財、手形割引及び保証

オ 民事再生法49条1項の規定による契約の解除

カ 訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ

キ 和解及び仲裁契約

ク 取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認

ケ 別除権の目的の受戻し

ク 再生計画認可の決定後に行う場合における次の行為  
ア 重要な財産の処分及び譲受け  
イ 多額の借財

ケ 再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後に行う場合における次の行為(常務に当たるものも含む。)

ア 再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、質貸その他一切の処分(債権の取立ても含む。)

イ (1)のイからケまでに掲げる行為

平成13年11月29日 大阪地方裁判所第6民事部

平成13年(再)第125号  
大阪府松原市天美我堂2丁目423番地  
再生債務者 株式会社スーパージャマモト  
代表者代表取締役 山本 愛子

1 主文 再生債務者について監督委員による監督を命ずる。  
2 監督委員 大阪府北区西天満2丁目8番5号 西天満大治ビル7階 弁護士 濱岡 峰也  
3 監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。

(1) 再生計画認可の決定までに行う場合における次の行為(常務に当たるものを除く。)

ア 再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、質貸その他一切の処分(債権の取立てを除く。)

イ 無償の債務負担行為

ウ 財産の譲受け

エ 借財、手形割引及び保証

オ 民事再生法49条1項の規定による契約の解除

カ 訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ

キ 和解及び仲裁契約

ク 取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認

ケ 別除権の目的の受戻し

ク 再生計画認可の決定後に行う場合における次の行為  
ア 重要な財産の処分及び譲受け  
イ 多額の借財

ケ 再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後に行う場合における次の行為(常務に当たるものも含む。)

ア 再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、質貸その他一切の処分(債権の取立ても含む。)

イ (1)のイからケまでに掲げる行為

平成13年11月29日 大阪地方裁判所第6民事部

平成13年(再)第126号  
大阪府八尾市南亀井町1丁目3番2号  
再生債務者 タイカ一医療器株式会社  
代表者代表取締役 川端 孝司

1 主文 再生債務者について監督委員による監督を命ずる。  
2 監督委員 大阪府北区西天満5丁目9番10号 古河梅ヶ枝ビル4階 弁護士 野田 英二